

退去強制令をめぐるシティズンシップの交渉

—1980年代英国における抗議運動からの試論—

工藤正子
(京都女子大学現代社会学部)

本稿は、1980年代の英国で起こされた退去強制令をめぐる抗議運動“Muhammad Idrish Must Stay”をとおしてシティズンシップの交渉プロセスについて考察することを目的とする。1970年代以降の英国では、旧植民地出身の有色移民に対する反移民感情の高まりにともない、国家が入国管理を通じて有色移民への排除を強めていった。本稿は、そうした状況下で自らに発令された退去強制令への抗議運動を起こしたイー・ドリッシュ氏への聞き取り結果から、同運動が、国家が定義する境界線を有色移民の側から引き直そうとするプロセスであったことを示す。第1節では、故国バングラデシュから英国への移動、とくに移住初期の人種差別の経験と、その背景にあった第二次世界大戦後の有色移民への排外主義の高まりや入国管理法の厳格化について論じる。第2節では、氏が退去強制令に対して抗議運動を起こした経緯とその勝訴の要因を、労働組合NALGOの支援や氏のリーダーシップのほか、当時のサッチャー政権に対抗する社会運動が織りなす複雑な力関係との関連において論じる。第3節では、氏が退去強制令への抗議運動をとおして、①国家による「違法性」の概念に挑戦したこと、②移民の正規化の基準として、同情ではなく権利を主張したことの2点を指摘する。結論として、政治体と個人の間関係を理解するうえで、「シティズンシップ」を、国家が個人に付与する法的地位としてだけでなく、個人の側からの権利要求、およびその過程における帰属の感覚の変容や、多様な他者との関係の再編をも含む動的な概念として用いることの重要性を指摘する。

キーワード：シティズンシップ、人種差別、退去強制、入国管理法、英国

はじめに

2019年3月のある土曜日の午後、英国バーミンガム市のBirmingham Museum and Art Gallery（通称BMAG）で、“Here to Stay, Here to Fight!”（「ここにおいて、ここで闘う」）と題されたイベントが行われた。イベントでは同市在住の68歳¹⁾のバングラデシュ系イギリス人であるMuhammad Idrish（ムハンマド・イー・ドリッシュ）氏が1980年代に自らに発令された退去強制令に対して起こした抗議運動に関わるドキュメンタリー映像2本が上映されたあと、同氏を中心に研究者や活動家、一般市民を交えた討論が行われた。会場は満員で約70人が参加した²⁾。市の主要な公共施設であるBMAGでのイベントの開催は、イー・ドリッシュ氏の抗議運動を、移民の集住都市バーミンガムの

集合的記憶として継承することでもあったといえる。その背景には、近年のヨーロッパの難民問題や英国のEU離脱をめぐる国家の境界が問い直され、排除や包摂、帰属の政治が社会の中心的課題となっていることがあるだろう。

本稿は、イー・ドリッシュ氏による退去強制令をめぐる抗議運動を振り返ることをとおしてシティズンシップの交渉のプロセスについて考察することを目的としている。ここでいう「シティズンシップ」とは、国家における個人の法的地位のみならず、政治体への権利要求の活動や、その過程で生成、変容していく帰属の感覚や社会的つながりの再編をも含む概念として用いる（Isin 2008；Ito 2016；高谷 2018）。1970年代～80年代は、英国で旧植民地出身の有色移民に対する反移民感情

がいつそう高まり、国家が入国管理を通じて移民への排除を強めた時期であった。かつてイギリス帝国の構成員として自由な移動が許されていた旧植民地出身者の有色移民に対して国家の境界が閉じられていったのである。そうした時代背景において、イードリッシュ氏の退去強制令への抗議運動は、単なる法的地位の獲得を目的とただだけでなく、人種主義的な入国管理法への抗議をとおして有色移民の排除に抵抗し、英国国内での帰属を交渉していくプロセスであった。本稿では、氏が退去強制令への抗議運動というアクティビズムを通じて帰属の感覚を再構成し、多様な他者との関係を再編していくプロセスをとおして、シティズンシップのダイナミックな様相を照射したい。

本稿は、主に筆者が英国のバーミンガム市で2014年～2019年の間にイードリッシュ氏に行った聞き取りデータをもとにしている。第1節では、故国バングラデシュから英国への移動、とくに移住初期の人種差別の経験と、その背景にあった第二次世界大戦後の有色移民への排外主義の高まりや入国管理法の厳格化について論じる。第2節では、氏が自らに発令された退去強制令に対して起こした運動の経緯と勝訴の要因を、当時のサッチャー政権による諸政策や、それに対抗する社会運動が織りなす複雑な力関係、そして氏のリーダーシップとの関連において論じる。第3節では、氏が退去強制令への抗議運動をとおして、①国家による「違法性」の概念に挑戦したこと、②移民の正規化の基準として、同情ではなく権利を主張したことの2点を指摘する。結論として、政治体と個人の間を関係するうえで、「シティズンシップ」を、国家が個人に付与する法的地位としてだけでなく、個人の側からの権利要求、およびその過程における帰属の感覚の変容や、多様な他者との関係の再編を含む動的な概念として用いることの重要性を指摘する。

1. バングラデシュから英国への移動と人種差別の経験

1.1. 独立闘争のなかでの成長と英国への移動

イードリッシュ氏は、英領インドから分離独立後の東パキスタン（現在のバングラデシュ）の

ファリドプール（Faridpur）に生まれ、その後、首都ダッカを経て英国に移住した。イードリッシュという名前は、イスラーム教の祭りであるイード（・アル・フィットル）の日に生まれたことに由来している。父親の身分は行政庁の最下層にあたる「ピオン（peon）」と呼ばれる職員で、祖父は大英帝国の支配のもとで警察官の職にあった。家屋の敷地と家族が食べるためだけの小さな畑はあったものの、それだけだった。父親の給料は低く、生活は貧しかったが、土地のほかの子どもたちと比べてイードリッシュ氏の家がとりたてて貧しかったわけではない。氏は学業に卓越していたため、常に政府からの奨学金をもらって勉強をつづけることができた。

氏が生まれたときに英領支配は終わっていたが、パキスタンの軍事政権下であり、バングラデシュの独立闘争のなかで成長したことを、氏は以下のように語っている。

大英帝国の植民地支配が去ったあとに生まれ、その後は、パキスタンの軍事政権による植民地的支配があった。1960年代にバングラデシュ解放運動が高まった頃には、16歳か17歳だった。1971年の独立時にはダッカ大学にいた。ダッカ大学はバングラデシュ解放運動の拠点だったので、パキスタンのコロニアリズムへの闘争のイデオロギーを吸収した状態で1976年に英国に留学した。自分の権利のために闘う姿勢は基本的に自分のなかにあった（聞き取り2014）³⁾。

氏はダッカ大学の修士課程を1975年に修了した。その後、ダッカの工科大学（Bangladeshi University of Engineering and Technology）の物理学実験室に技術職を得るが、まもなく英国で学ぶための1年間の奨学金（British Council Award）を英国政府から得た。博士課程で学ぶための奨学金を希望していたが、当時のバングラデシュが独立まもない混乱期にあり不確定要素が大きかったために、指導教授の助言もあり、まずはこの1年の奨学金を受けることにしたのである。

1976年に26歳で渡英した氏は、どのような経験

をしたのだろうか。それについて氏の語りをみる前に、まず、第二次世界大戦後の英国における旧植民地出身者の法的、社会的な位置の変化を概観しておきたい。

1.2. 旧植民地出身の有色移民：旧宗主国における排除（1945年～1970年代）

第二次世界大戦後の英国における移民政策の変遷は、英国が帝国解体のなかで自らの境界を再定義していくプロセスであったといえる。その中核をなすのが、旧植民地出身者のなかでも「有色 (coloured)」のアフロ・カリブ系や、(南) アジア系移民⁴⁾を排除し、彼らの地位を「英国臣民 (British subject)」から「外国人 (alien)」と変えていく過程であった。

1948年に制定された国籍法では、新英連邦 (the New Commonwealth and Pakistan) 出身者は、旧英連邦出身者と同じく、居住や労働もふくめ、英国本国の国民と変わらぬ権利を与えられた⁵⁾。第二次世界大戦直後の英国政府による旧植民地出身者の法的な包摂は、脱植民地化の過程で綻びつつあった「帝国の一体感」を取り繕おうとする努力であった (浜井 2004 : 38 ; 浜井 2007 : 65)。旧植民地出身者の法的な包摂はまた、当時の英国が戦後の経済復興のための労働者を呼び込むためにも必要であった。そのことは、第二次世界大戦後に英国政府が旧植民地国の人々に渡英して働くよう呼びかけた、「母国があなたを必要としている! (“Your mother nation needs you!”)」という表現に明示されていた (聞き取り 2017)。

こうした「母国」からの呼びかけに対して、新英連邦となった旧植民地からの移民が英国に増加する。まず、1950年代初めに西インド諸島からアフロ・カリブ系の移民が流入した。このあと、1950年代後期以降インド亜大陸からの移民の流れが始まり、1960年代中期以降には、東アフリカ経由のインド系移民がつづいた⁶⁾。

1958年にノッティンガムとロンドンのノッティンゲルヒルで騒擾事件 (rioting) が起きたことで、英国社会では新英連邦からの有色移民を社会的脅威とみる傾向が強まった (Sachdeva 1993 : 18 - 19)。これを象徴する出来事が、1968年に保守

党政治家イーノック・パウエルが移民集住地のバーミンガム市で行った「血の川 (“Rivers of Blood”)」演説とそれへの世論の支持であった (Hansen 2000 : 180 - 187)。パウエルは、この演説で入国管理の厳格化や移民の帰国奨励等を主張し、さもなくば英国に「血の川」が流れるであろうと予告した。ヴィヴィオルカ (2007 [1998] : 42 - 43) は、マーティン・バーカーに依拠しつつ、この演説を、従来の「科学的」人種主義ではない新しいレイシズム (the new racism) の先駆けとして位置づけている。パウエル以降の保守党勢力は、生物学的な差異や優劣ではなく、文化的差異を強調し、文化的統合が不可能な移民集団は、英国の生活様式や文化的均質性への脅威となるとする新しいレイシズム (Barker 1981 : 12 - 29) を構築したのである。

1970年代には極右組織の国民戦線 (National Front) が台頭し、その後、英国国民党 (British National Party [BNP])、1982年設立) へとかたちを変えながら、有色移民の排除が継続した (中谷 2013 : 91 ; 若松 2017 : 34 - 35 ; 樽本 2018 ; パナイー 2016 [2010] : 331 - 332)。メディアの報道も移民を「イギリスの生活様式」への脅威として表象し、反移民的な言説の形成に中心的役割を果たした (パナイー 2016 [2010] : 311 - 325)。

有色移民を脅威とみなす世論が高まるなかで、国家は入国管理法という手段を通じて排除を強化していった⁷⁾。1962年には「英連邦移民法 (Commonwealth Immigrants Act)」が制定され、新英連邦からの流入に初めて制限がかけられた⁸⁾。1960年代中期以降は、東アフリカ諸国からのインド系移民の急増に対して世論の危機感が高まった (パナイー 2016 [2010] : 311 - 325)⁹⁾。これを背景に、1968年に再び「英連邦移民法」が制定され、旧植民地出身の有色移民の排除は、その後も1971年の移民法 (Immigration Act) から、1981年の国籍法までつづいた (浜井 2004 : 39 - 40)¹⁰⁾。

入国管理法の度重なる改正で新英連邦移民を制限する一方で、国家は人種関係法 (Race Relation Acts) を制定 (1965年) し、改正を重ねた (1968, 1976, 2001年)。イードリッシュ氏が渡英した1970年代は、旧植民地出身の有色移民に対する排

外的な動きが強まる一方で、すでに入国している移民については権利の保障が限定的ながら進んだ時期であった（浜井 2004：38-40, 66）。人種関係法の効力には様々な限界があったが（佐久間 1998：414-430）、これら権利保障の法制化は、ポスト帝国期における旧植民地からの有色移民の排除が、世論や政策（浜井 2007：74）、当事者からの抗議運動など、複数のアクターによる、複雑かつ矛盾を孕んだ政治的な交渉のなかで進行したことを反映している。

1.3. 渡英初期の人種差別の経験

有色移民に対する世論や政策の複雑なベクトルに呼応するように、渡英初期の氏の経験にも移民をめぐる複雑な力学を見てとることができる。まず、この時期に経験した人種差別を回想する語りをみてみたい。

1年の奨学金が切れた時点で、氏は後述するように英国籍の女性との事実上の婚姻関係を築いていたため、帰国せずにバングラデシュ・レストランで就労する。このときに受けたあからさまな人種差別の経験を氏は次のように語っている¹¹⁾。

奨学金が切れたとき、ブリストルのインド・レストランで働き始めた。ひどい経験だった。当時ブリストルにはバングラデシュ系移民が運営するインド・レストランが10店あった。そういう店はすごく値段が安かったし、飲食店自体が少なかったからいつも盛況だった。だから、店は儲かりはしたが、(イングリッシュの)客の暴言に耐えなければいけなかった。ちょっとミスをすると、罵られ、悪くなくても泣き寝入りしなければならなかった。客は飲みつぶれ無銭飲食もしょっちゅうで、ましてや、うっかり小さいミスでもしようものなら、それを理由に代金を払わずに出て行ってしまう。仕事に出るのが毎日苦痛でならなかった。人手不足で給仕が2人のところに客は大人数の集団で10組もくるといような状況で、とても賄いきれなかった。しかも、何かあって警察を呼ぼうものなら、まず尋問されるのは客ではなく自分たちだった。そう

なると結局はパスポートの提示を求められる。従業員はビザがないことも多かったから、そうした状況を恐れて警察を呼べず、客からのひどい扱いに耐えなければいけなかった（聞き取り 2017）。

氏がこのような経験をした1970年代には、警察による制度的な人種差別が強まっていた。パナイー（2016 [2010]）によれば、1970年代～80年代に警察当局は、有色の若者を犯罪に関わる問題集団と捉えるようになった。1970年代のロンドンのイーストエンドでは、バングラデシュ系移民が頻繁に右翼団体の攻撃の標的になったにもかかわらず、警察は適切な対応をしなかった（パナイー 2016 [2010]：305-306）。さらに、1973年には「不法移民情報局」（のちの「入国管理執行局」）が設立され、「入国にふさわしくない」とされる人々が犯罪化され、取り締まりが厳格化した（パナイー 2016 [2010]：302-303）。

氏によれば、当時の英国における主な有色移民としてのアフロ・カリブ系（西インド諸島系）とアジア系との関係も良好ではなかった。両者ともに旧植民地（新英連邦）出身の労働者で、主に単純労働に従事していたが、1970年代後半は単純労働の仕事が徐々に無くなっている時期だった。さらに、既述のように、アフロ・カリブ系は渡英時期が早く、家族形成も進みつつあったのに対し、インド亜大陸から移住した移民の多くは、まだ家族合流が進んでおらず、単身者が多いという生活環境の違いもあった（聞き取り 2017）。英語を話し、キリスト教徒が中心であったカリブ系の移民に対して、アジア系は、言語、宗教、文化が異なるために、いっそう他者化される傾向にあった（浜井 2004：39；若松 2017：22-23；Thandi 2007：168-169）¹²⁾。アフロ・カリブ系もまた、1958年の騷擾事件以降、激しい人種差別にさらされ、退去強制の予備軍とみられていたが（Baikin 2008）、上述のような立場の差異により、アフロ・カリブ系とアジア系は連帯して差別に対抗することが困難な状況にあった。

こうした状況のなかで、「アジア系の者が通りを歩けば、罵詈雑言を浴びせられることは日常茶

飯事だった。日が暮れてから1人で外出するのは危険なことで、言葉の暴力だけでなく、金品を強奪された人もいた。当時の英国の街は、アジア系やその他の有色移民にとって安全ではなかった」(聞き取り 2017)。

1.4. 主流社会やエスニック・マイノリティとの関係

一方で、この時期には、渡英前に氏が抱いていた英国のイメージが、英国の市井の人々との接点をとおして再形成された。例えば、英国は先進的でみなが豊かだとしか聞いていなかったのに、街のベンチで酔いつぶれ、物乞いをする人の姿を目にして、植民地支配者と見ていた英国社会の底辺を生きる人々の現実を見る思いだったという。

大学では、コルコタ出身の大学講師やマレーシア出身の留学生など、さまざまなエスニック背景の人々と付き合い、大学での政治的な会合への参加をとおして、社会主義や共産主義など多様な政治的立場をとる主流社会の人々とも交流した。こうしたなかで、氏は、人種差別を含む英国の社会問題に強い関心を抱くようになる。

バングラデシュ系移民との関係形成はどうだったのだろうか。英国のバングラデシュ系移民の大半は、今日にいたるまでシレット地方出身者で占められる。英領期に水夫(ラスカル)として働いていた人々がロンドンのイーストエンド、タワーハムレット地区に集積し、1950年代以降は、シレット地方から連鎖的に新規移民が到来し、移民コミュニティを形成した(長谷 1993: 佐久間 1998: 241-254; 中谷 2013: 82-91; Visram 1995: 12-13)。プリストルのバングラデシュ系移民も例外ではなく、氏以外はみなシレット出身者であった。氏の記憶では、1977年か78年頃には、プリストル市にバングラデシュ協会があり、75人の男性がおり、1人を除いて全て単身であった¹³⁾。プリストルのバングラデシュ系コミュニティで、氏は渡英後に初めてベンガル出身者に会い、彼らは氏を、住居や仕事などで助けてくれた。1977~1979年の2年間、氏は上述のように、生活のためにバングラデシュ系が営むインド・レストランで働いたが、氏はビザに問題があると知りながら

雇ってくれた彼らに感謝している。氏は、プリストルのバングラデシュ協会の文化的なイベントなどの運営にも携わった。そうした関係のなかで、彼らは年齢にかかわらず、氏のことを“*dada*”(ベンガル語で「お兄さん」と呼んで敬意をもって接してくれた。これが氏が彼らとの関係を「家族のような絆」だったとする理由である。

1.5. 英国籍の女性との結婚と生活の変容

上述のような多様な人々との関係形成のなかで、英国籍の女性と出会い、最初の結婚をしたのもこのプリストル市である。彼女とは、英国での生活経験を話し合うようになって、社会や政治に対する姿勢が共通していることに気づいたという。1977年に一緒に暮らし始め、事実上の夫婦としての関係を築いたものの、妻が前の配偶者とすぐに離婚できなかったため法的な婚姻手続きは1979年となった。

法的な婚姻手続きが遅れたことは、在留資格上の問題を生んだがそれについては後述することとし、ここではまず、1979年の法的結婚で氏が経験した3つの意味での移動を指摘しておきたい。第一は、法的地位の移動である。前述のように、学生ビザの切れた1977年に在留資格上は「非正規」となったが、1979年に英国籍の女性との法的結婚により、配偶者として1年のビザを得た。第二に、職業的な移動である。在留の合法化を機会に、氏はレストランを辞め、バーミンガム市の青少年のための慈善団体(Barnardo's)にソーシャル・ワーカー(trainee social worker)の職を得て働き始める¹⁴⁾。プリストルでのレストランの給料が週100ポンドだったのに対して、新しい仕事の給料は40ポンドと薄給であった。氏はこの職を得るまで数えきれないほどの数の職に応募したが、面接の連絡さえなかった。新しい仕事の条件は極めて悪かったものの、当時、有色移民が単純労働から脱け出すための最良の仕事だった。前職のレストランでは酷い人種差別を経験したが、そこから抜け出すだけでなく、バングラデシュで受けた教育を活かし、「英国社会で前に進むために、何か別のことを始める必要があった」。第三が地理的な移動である。この転職を機に、氏はプリストル市か

ら、移民集住都市であるバーミンガム市へと移動する。この3つの移動は互いに絡み合いながら、その後の氏の人生を大きく変えていくことになる。

転職のために移動したバーミンガム市は、現在にいたる氏の生活と市民活動の拠点となった。同市は、18世紀までに英国有数の工業都市としての地位を築き、19世紀にはアイルランド系移民が、第二次世界大戦後には旧植民地出身の有色移民が流入し、底辺労働を支えた。1970年代までは、近隣のウルヴァハンプトン (Wolverhampton) 等とともに重工業の拠点として隆盛を極め、バーミンガム市の一部を含む一帯は (工場から立ち上る煤煙のために) 「ブラックカントリー」と呼ばれた。しかし、次第に重工業が衰退し、地域の産業構造はサービス産業中心へとシフトした。こうしたなかで、単純労働に集中していた移民はその影響を直に受け、1980年代には多くの失業者が出た (工藤 2011 : 176-178)。

バーミンガム市は現在も英国有数の多民族都市として知られ、2011年の国勢調査では、バーミンガム (市人口1,073,045人) のエスニック構成は、英国系白人¹⁵⁾は53.1%で、残りは、アイルランド系白人を含む多様なエスニック集団から構成される。エスニック集団として人口規模が大きい集団としては、パキスタン系 (13.5%)、インド系 (6%)、カリブ系 (4.4%)、バングラデシュ系 (3%) の順となっている (Birmingham City Council)。移民集住地であるバーミンガムに1970年代末期に移動した氏は、白人主体のブリストルよりも非白人に対して友好的だと感じ、英国で地元への帰属意識を初めて抱いたという。

2. 退去強制令への抗議運動：“Muhammad Idrish Must Stay”

2.1. 1980年代前半における運動の経緯と背景

既述のように氏は、1979年に英国籍の女性と法的に結婚したことで配偶者として1年の在留許可を得た。しかし、その後、仕事のために別居せざるを得なかったこともあり、妻との関係は難局を迎える。1980年に、永住許可を申請したものの、妻と別居状態であったことから申請は拒否され、その後内務大臣 (the Secretary of State for the

Home Affairs) による退去強制令が発令された。これらの措置に対して、氏はその取り消しを求め運動を起こした。

氏は、この抗議運動を始めた動機として英国内の人種差別への怒りがあったことを挙げる。この退去強制が発令された1980年代初頭は、新英連邦の有色移民に対する退去強制や入国拒否の事例があとをたたず、氏は、自らに発令された退去強制令を有色移民全体に対する制度的な排除として捉えた。パナイー (2016 [2010] : 302-303) によれば、英国では1945年以降、「不法移民」という概念が形成され、入国管理をととして個人を犯罪化し、国外追放することが入国管理局の日常的な活動となった。1970年代初期以降の退去強制者数の増加にともない、人種攻撃による死者数も増加した。退去強制者数がピークを迎えた1980年の翌年には、人種攻撃による死者数もピークに達している。このことから、長谷 (1993 : 240-241) は、国家による退去強制件数と人種攻撃との相関を指摘している。1980年代には、メディア (右派大衆紙) でも、有色の移民に対する人種差別的な報道が行われ、移民の否定的な表象の生成が進んだ (浜井 2018 : 183)。

有色移民に対する入国制限は次第に厳しくなり、1971年移民法 (Immigration Act : 1973年施行) は、新英連邦出身の移民に「外国人 (alien)」と同等の入国制限を課し、ポスト帝国期の英国市民権を明確に再定義した (Layton-Henry 1992 : 52 ; Hansen 2000 : 194-197 ; Spencer 1997 : 143-144)¹⁶⁾。また、この法律では、「公共の善 (public good)」に資さないとみなす者を追放する権限が内務大臣に付与された。1905年の外国人法 (Aliens Act) において既に、内務大臣に「望ましくない者」を追放する権限が付与されていたものの、「望ましくない者」が指し示すところは変化した。1970年代には有色移民に対する入国規制が厳格化し、彼ら彼女らが退去強制令の対象として、より脆弱な位置におかれることになったのである (Bhattacharyya and Gabriel 2002 : 152 ; Evans 1972 : 517)¹⁷⁾。

一方で、この時期には排外主義の高まりに対してマイノリティからの抗議運動もみられるように

なっていた。例えば、1978年にはロンドンで起こったバングラデシュ系移民の若者の殺人事件を契機に、移民集団の団結や、白人の反人種差別団体との連携などが模索されるようになり、運動の組織化につながった（中谷 2013：86-88, 91）¹⁸⁾。氏の抗議運動は、こうした有色移民の側からの権利要求への機運のなかで始まったものであった。運動は度重なる上告を経て、最終的に1985年10月に勝訴し、退去強制令は取り消しとなった¹⁹⁾。以下に述べるように、この勝訴の背景には複合的な要因が絡み合っていた。

2.2. 労働組合 NALGO からの支援と氏のリーダーシップ

氏がこの運動を立ち上げた直接的なきっかけには、バーミンガムでの職場となった慈善団体（Barnardo's）の同僚ら（主にイングリッシュ）の支援があった。退去強制令を受け取ったことについて同僚に相談したところ、不当な退去強制令が増えているので闘うべきだと励まされ、彼らと運動を開始したという（聞き取り 2017）。

最終的に勝訴にこぎつけた大きな要因には、氏も強調するように、氏自身が組合員であった労働組合 National and Local Government Officers' Association（以下、NALGO [現 UNISON]）からの経済的、実質的支援があった。当時の英国でホワイトカラー労働者の最大の労働組合であった NALGO²⁰⁾が運動を支援した背景には、サッチャー政権下での労働組合の苦境が関わっていた。氏は当時の政治状況について以下のように語っている。

当時は社会主義派や左派の基盤が弱体化しつつあった。労働党は1979年に政権を失い、サッチャー率いる保守党政権へ移行した。こうしたなかで社会主義や左翼は、保守に対抗するための主軸を構築する必要があった。サッチャー政権に対抗するために、NALGO や労働党は、政権が排除を強めていた移民を支援することに大きな意味があった（聞き取り 2014）。

しかし、労働組合との共闘は容易ではなかった。

労働組合も一枚岩ではなく、「なぜ労働者としての権利だけでなく、移民の在留権まで保護するのか」という組合員からの批判があったからである。これに対して氏は、移民が労働するためには労働権だけでなく、在留権が必要だという主張を展開し、最終的に組合としての賛同を得ることに成功した（聞き取り 2014）。記録映像“Muhammad Idrish Must Stay”や Ironside and Seifert（2000：181）にも、NALGO が本運動を単なる労働運動ではなく、人種差別的な入国管理法への抗議運動として位置づけていたことが示されている。

このように、NALGO の組織的支援は氏の抗議運動を成功に導く鍵となった。しかし、白人主体の労働組合が、法的に脆弱な非正規移民を支援するという構図だけでは、この運動の多面性を理解できない。インタビュー（聞き取り 2017）や映像“Muhammad Idrish Must Stay”の氏によるスピーチの様子からは、氏が氏自身が運動に主体的に関わり、運動を牽引したことが見てとれる。映像で、運動の組織委員会の青年が「NALGO がこの運動を支援することとなった背景には、イードリッシュ自身が NALGO の大会で組織的支援をしてくれるよう粘り強く説得し、それに成功したことが大きい」と述べていることにも、氏のリーダーシップが不可欠であったことが裏付けられている。

2.3. 多様な層からの支援

この運動では、大規模な抗議デモが繰り返され、1983年10月のバーミンガム市でのデモには2,500人が参加し、移民の集住地区の一つであるハンズワース（Handsworth）から市中心部までデモ行進した。“Muhammad Idrish Must Stay”の記録映像では、デモには、バーミンガムのアジア系青年運動（Asian Youth Movement）などの非白人の姿もみえるが、参加者の多くは NALGO の組合員らしい中産階級の白人たちである。氏によれば、当時は反人種主義の動きはあったものの、高度に組織化された運動はなかったことから、その受け皿となり、他の移民たちのみならず、主流社会の多様な立場の人々からの賛同を得ることができたという（聞き取り 2017）。そのことを示すように、NALGO による大規模な署名運動にくわえて、上院の議員

も含む多数の政治家や、キリスト教を含む宗教団体、各方面の市民団体や労働組合、一般市民など、多方面からの請願書が内務大臣に寄せられた。これらの手紙には、氏のソーシャル・ワークによる貢献を高く評価したり、政府の移民政策を批判するものもあった（インターネット・サイト Refworld の裁判記録による）。こうして大きな社会的関心を生んだ裁判について、BBC 2 は番組を制作し、1984年に放映している（Ironsides and Seifert 2000 : 181）。

さらに、最終判決の2週間前（1985年9月）には、バーミンガムのハンズワースで騒擾事件が発生した（Solomos and Back 1995 : 81-82）。弁護士が陳述において、これがマイノリティたちの声であり、氏の権利を認めなければ同じような抵抗運動を誘発するだろうと主張したことも勝訴につながったのではないかと氏は見ている。

サッチャー政権は、ニューライトと呼ばれる潮流と結びついて（浜井 2004 : 49-50）、有色移民に対する排除を政策的に強化した。しかしその一方で、次項で述べるように、1980年代のこの時期には、多文化主義や反人種主義も高まりを見せていた。氏の退去強制令の抗議運動に対する社会の多様な層からの支援は、当時の英国社会の移民をめぐる世論や政治勢力間の複雑な力の拮抗を示すものといっていよう。

2.4. 「公共の善」の再解釈

裁判の論戦のポイントの1つには、1971年移民法の第3(5)条（legislation.gov.uk）に規定されている「公共の善（public good）」をめぐる解釈があった。それまで入国管理当局（Home Office）は、退去強制を可能とする条件とされている「公共の善」について、「犯罪者なら退去強制できる」といったような負の意味でのみ解釈してきた。これに対して、上訴したイードリッシュ氏側は、「公共の善」をめぐる規定を積極的な意味で解釈し、「ソーシャル・ワーカーとして社会貢献をしたのだから退去強制は妥当ではない」という趣旨の主張を展開した（聞き取り 2019）。氏は、団体 Barnardo's での勤務につづき、裁判中の1985年には、ハンズワース地区の移民支援団体 Asian Resource

Centre の職員として移民支援活動に関わっていた²¹⁾。結果として、裁判ではエスニック・コミュニティのソーシャル・ワーカーとしての貢献やスキルが、「公共の善に資する」として評価された。つまり、国家が退去強制の妥当性の重要な基準とした「公共の善」が、移民や支援者の側から読み替えられ（Bhattacharyya and Gabriel 2002 : 162-164）、それによってシティズンシップの境界が交渉されたといえよう。この戦略は、イードリッシュ氏の裁判以降の同様の退去強制取り消し訴訟でも踏襲され、それらの裁判の勝訴に寄与した²²⁾。裁判記録（Refworld）では、イードリッシュ氏がソーシャル・ワーカーとして英国社会と強い結びつきを形成し、社会に統合されていた（integrated）ことが評価されたことも記されている。

これは、当時の英国のマイノリティ政策の流れと無関係ではないだろう。英国のマイノリティ政策は、1950～60年代の同化主義から、1970年以降、多文化主義にシフトし、とくに1980年代前半にはその傾向が強まった。こうした変化のなかで、エスニック・コミュニティの文化、言語、宗教、言語などを維持する権利が認められるようになっていた（浜井 2004 : 43-47）²³⁾。しかし、この時期に、多文化主義は単に称揚されていただけでなく、複数の立場から批判されていた。多文化主義は、レイシズムへの取り組みに課題があるとして反人種主義からの批判にさらされ、両者はある種の緊張関係にあった。さらに、多文化教育の発展は、サッチャー政権と結びついたニューライトの台頭を背景に、1988年の教育法改革で深刻な揺り戻しを経験することになる（以上、浜井 2004 : 47-48, 58 ; 浜井 2007 : 76-79）。

イードリッシュ氏も、多文化主義をレイシズムを隠蔽するものとして極めて批判的にみている。しかし、「アジア系」のソーシャル・ワーカーとしての氏個人の社会貢献を NALGO が強調することに氏が敢えて反対しなかったのは、それを困難な闘争を成功に導くための戦略の1つと考えたからである。当時の有色移民の国外追放の流れを大きく変えることが、氏にとって何よりの優先事項であり、そのためには、有色移民同志の連帯だけでは十分ではなく、社会の幅広い層からの支援を

得ることが必須であると考えたという（聞き取り2019）。

3. シティズンシップの交渉

3.1. 国家による「違法性」の創出への挑戦

イードリッシュ氏が起こした退去強制への抗議運動は、国家が引く国境線を、排除される者の側から再定義することを目指すものであった。Heng Leng et al. (2012) は、非正規移民の「違法性 (illegality)」が、国家によって創出されるという議論をさらに進め、当事者がそれに応答し、国境を対抗的に再定義していくプロセスの複雑性を照射した。1980年代の英国における氏の運動にも、国家が刻印する違法性に「非正規滞在者」の側から異議を申し立て、再定義しようとするエージェンシーの発動を見ることができる。

このことは、氏自身が勝訴したあとに主導者の1人として関わった「西ミッドランズ退去強制抗議運動 (West Midlands Anti-Deportation Campaign)」(以下、「WMADC 運動」)²⁴⁾の記録映像で氏が語っていることにも表れている。1980年代後期には入国管理がさらに厳格化し、退去強制者数や入国拒否数が大幅に増加した(Bhattacharyya and Gabriel 2002: 153; パナイー 2016 [2010]: 302)。1971年移民法で新英連邦移民の入国規制が厳格化したあとも、家族呼び寄せの権利は認められていたが、それにも次第に厳しい諸規制が課されるようになった (Spencer 1997: 147-150)。その結果として、有色移民は国境をまたいだ家族の離散など様々な困難に直面しており (佐久間 1998: 403-413)²⁵⁾、WMADC 運動は、こうした規制を国家的暴力として位置づけ、抗議するものであった。記録映像“West Midlands Anti-Deportation Campaign”のなかで、イードリッシュ氏は、「過ちを犯しているのは移民ではなく、特定の人々を不当に排除する入国管理法をつくった国家であり、法律が人種差別的なのだ。(略) 問わずしてそのような排除を受け入れないようにしよう」と呼びかけ、国家が特定の移民に「違法性 (illegality)」のステイグマを刻印し、犯罪化 (criminalize) することへの抵抗を呼びかけている。

3.2. 非正規移民を正規化する基準をめぐる：「同情」ではなく「権利」を

さらに、裁判中の1980年代中期にBBCテレビの移民に関わる討論番組に参加したときの氏の発言に注目したい。そこに、非正規移民を正規化する論理をめぐる氏の見解が表れているからである。氏によれば、同番組でパネルのメンバーであった保守派ジャーナリストが、退去強制令への抗議運動を起こした氏に同情し、「(氏のように) 教育があり勤勉な人は英国社会にいてほしいし、(後進国の) バングラデシュに帰国しても苦難の人生が待っているだろう」という趣旨の発言をしたことに対して、氏は立ち上がって、「バングラデシュに帰れるのは嬉しいことだ。この運動を起こしたのは、英国の法律で、この国にいる権利が誰に与えられ、誰に与えられないのか、それをはっきりさせたいからだ」と切り返した (聞き取り2019)。

イードリッシュ氏のこの発言は、1980年代英国の退去強制令の増加というコンテキストにおいて、同情や個人の資質・能力によるのではなく、「権利」に立ち戻った正規化の論理を主張したものであり、先進諸国の移民や難民の受け入れの論理を問い直すものとして今日的意義を有しているといえるだろう²⁶⁾。

おわりに

以上、イードリッシュ氏の退去強制への抗議運動をたどることで、シティズンシップの交渉について次の2点が示された。第一に、同運動は、国家が国境を引き直す過程で、特定の移民を排除し犯罪化していくことに挑戦し、さらに、非正規移民の正規化の論理をも問い直すものであった。そのプロセスは、シティズンシップを単に国家が個人に付与する法的地位としてだけでなく、両者の間の複雑な相互作用として捉え、そこから生じるダイナミクスを照射することの重要性を示唆している。

第二に、氏が起こした退去強制への抗議運動は、国家により「違法性」を刻印された移民が、社会的尊厳を取り戻し、それをおして多様な他者との関係を紡ぎ直し、居場所を再構築していく創造的な活動でもあったといえよう。勝訴の判決がで

た瞬間の感情を聞いたとき、氏は次のように答えている。「(これで運動が終わりだと思つと) 悲しかった。なぜなら、この運動ほど充実した期間はなかったからだ。差別されて何もしなければ、周囲の人々は哀れむだけだ。でも、差別に抵抗するならば、人は敬意をもって接してくれる」(聞き取り 2017)。Coutin (2016: 101) は、エルサルバドルで生まれ、米国で育つた「非正規滞在者」の若者たちの法的地位回復の運動を論じるなかで、それが単に法的権利だけでなく、国家や社会からの包摂や承認を求めるものであったことを指摘している。イードリッシュ氏の運動もまた、人種差別的な入国管理体制に対抗する運動を先導することで、自らおよび他の有色移民の社会的尊厳を勝ち取り、新たな社会空間を創出する手段であった。運動は、主流社会の支援者との関係を形成し、さらには、アフロ・カリブ系など他の有色移民との連帯を創出することにもつながつた。こうした運動の側面は、シティズンシップを、それを「実践する人々の感覚(センチメントやアタッチメント)やそれにもとづいた活動」(梅屋・波佐間 2018: 177) と捉え、絶え間ない交渉や調整のなかで、他者と生きるための技法(Isin and Neys 2014: 4; 梅屋・波佐間 2018: 173) を構築していく過程としてみることの有効性を示している。

第二次世界大戦後の英国の入国管理法や国籍法の一連の改正は、帝国が解体し、またネオリベラルな国家間の競合が激化するなかで、「望ましい国民」を包摂し、そうでない者を排除していく過程であった。そうしたなかでイードリッシュ氏が起こした運動は、1980年代前半の英国の人種関係のみならず、当時のサッチャー政権による諸政策や、それに対抗する社会運動が織りなす複雑な力関係とも不可分に結びついていた。30余年を経た現在において、国境間の移動には、国籍、階級、ジェンダー、セクシュアリティ、宗教など多様な差異や力関係が交差するだけでなく、先進諸国内での格差の拡大や排外的なナショナリズムの台頭とも複雑に関わっている。そうした状況のなかで、国家の入国管理や社会的言説における排除の論理と、移動する人々による交渉や闘争との相互作用を捉え、そこに生起する帰属の感覚や多層的な関

係性を照射することをとおして、シティズンシップの動態的プロセスを明らかにすることが求められている。

謝 辞

複数回にわたるインタビューに応じ、その後の質問に対しても議論を重ねてくださったムハンマド・イードリッシュ氏に深く感謝したい。本研究は、科研費(C) JP17KT0087の助成を受けている。同研究助成の代表者である若松邦弘氏(東京外国語大学)からは草稿に対する建設的な批判と貴重な御指摘を頂いた。本稿ではその多くに十分に応答することはできなかったが、今後の課題としたい。なお、本稿は、南アジア地域研究国立民族学博物館拠点(MINDAS)【移民・移動】班(代表: 南真人)の第2回研究会(2018年2月)での口頭発表「あるバングラデシュ系英国人市民活動家のトランスナショナルな移動の軌跡: ライフストーリー・インタビューをてがかりに」に大幅な加筆訂正を加えたものである。上記の2つの研究プロジェクトから受けた教示にも謝意を表するとともに、本稿の責任は筆者にあることを明記しておきたい。

(注)

- 1) イードリッシュ氏が生まれた当時、バングラデシュには一般の人々の誕生日を記録する公的制度はなかった。このことから氏には、渡英時に作成したパスポート上の生年(1950年)と、氏自身が母親の記憶をもとに推測した実際の生年(1948年)がある。本稿では氏自身の語りによる部分では後者のままとし、それ以外では退去強制令をめぐる裁判記録に記載された年齢との混乱を避けるために、前者を使用する。
- 2) イードリッシュ氏からの筆者への私信(2019年3月12日付電子メール)による。
- 3) 本稿で典拠の提示で「(聞き取り)」として西暦を記した箇所はすべてイードリッシュ氏からの聞き取りとその年を示すものである。
- 4) 英国では「アジア系(Asian)」は一般的に「南アジア系移民」を意味しており、本稿でも特記しない限り、その意味で使用する。
- 5) 旧英連邦とは、旧植民地のなかでも、白人入植者の多い旧英連邦(オーストラリアやカナダなど)を指す。1948年国籍法については Karatani (2003: 116-117) に詳しい。
- 6) アジア系の場合は、東アフリカ経由の移民を除いて、単身男性が渡英した後、家族が合流するという

- 段階的な移住がみられた。新英連邦移民の出身国別のジェンダー比とその変化についてはパナイー (2016 [2010] : 156) に詳しい。
- 7) 入国管理法を通じた国家レベルでの人種差別的な排除は、第二次世界大戦前から始まっていた。詳しくは、パナイー (2016 [2010]) 参照。
- 8) この移民法制定の背景の1つとして、浜井 (2007 : 70) は、1961年の初のEEC加盟申請も含め、外交政策上の英連邦の重要性が減少しつつあったことを挙げている。
- 9) 1960年代中期には、ケニア (1963年独立) やウガンダ (1962年独立) においてアフリカ化政策によりインド系が排除されたことにより、英国へのインド系移民が急増した (Sachdeva 1993 : 23)。
- 10) 新英連邦からの移民の定着過程や法的地位の変化については浜井 (2004 : 36-42) および若松 (2017 : 21-22) を参照されたい。1981年国籍法およびその後の政策の変化については柄谷 (2003) に詳しい。
- 11) こうしたあからさまな人種主義のほかに、氏は留学した大学の担当教授から受けた、表面的には好意的だが、(旧植民地出身の非白人の) 留学生を見下すような見えにくい人種主義についても語っている。
- 12) 新英連邦からの移民に対する否定的イメージは、植民地支配の記憶と切り離して考えることはできない。パナイー (2016 [2010]) は、有色移民への偏見が「帝国での出会い」を通じて形成されたことを指摘している。特にインド系の人々への偏見は、宗教や女性の扱い、カースト制度などを理由としていた (パナイー 2016 [2010] : 311-312, 322ほか)。
- 13) 1960年代中期から後期のブリストル市の移民に関する Richmond (1973 : 45) の報告によれば、同市のアジア系移民は、総じて学歴が低く、主にベンガル語かパンジャブ語の話者であり、単純労働に従事し、単身者が多かった。
- 14) この団体では、氏は犯罪歴のある少年の更生支援を中心とした仕事に携わった。
- 15) 「英国系白人」は、国勢調査では“White” (白人) の下位カテゴリーのひとつで、“English/Welsh/Scottish/Northern Irish/British”となっている。本稿では、左記の人々を「英国系白人」と総称し、英国 (本稿では、Britain または United Kingdom を指す) 内のイングランドのマジョリティを構成する白人は「イングリッシュ」として区別する。
- 16) 1971年移民法は、英国生まれか、英国生まれの親／祖父母をもつパトリアル (paternal) と、そうでない者 (non-paternal) の区別を導入し、後者を入国管理の対象とした。その帰結として、旧植民地出身者は事実上、白人か非白人かで明確に分断され、後者に入国制限がかかるようになった (Layton-Henry 1992 : 52 ; Spencer 1997 ; Hansen 2000 : 194-197 ; 143-144 ; 山本・木村 2012 : 181)。1971年移民法が施行された1973年には、旧植民地出身の有色移民への排除が強化される一方で、英国はヨーロッパ経済共同体に加入し、共同体内での労働者の移動が自由化された (Spencer 1997 : 144, 150)。
- 17) Coutin (2016 : 136-142) は、米国で退去強制令を受けるエルサルバドルからの若者たちについて、それが、非正規滞在という彼ら彼女らの「違法行為」によって生じるというより、国際政治や米国の犯罪取り締まりの強化などの複数の外的要因のなかで、これらの若者が犯罪化され、退去強制の対象とされていく (“made deportable”) プロセスに着眼することの重要性を論じている。
- 18) 19世紀以降の英国での移民による抵抗運動は、パナイー (2016 [2010] : 232-264) に論じられている。第二次世界大戦後の新英連邦移民は投票権を有しており、アジア系は労働党を支持して主流政治に組み込まれていったほか (若松 2017 : 25-26)、多様な政治組織を形成したり、暴動や抗議活動という形でも抵抗を展開した (パナイー 2016 [2010] : 244)。暴動をマイノリティによる政治的行為としてみるができるか否かについては、森 (2018 : 212) による論考を参照されたい。
- 19) イードリッシュ氏の退去強制令への抗議運動や裁判の経緯については、映像 “Muhammad Idrish Must Stay” のほか、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の難民認定に関わるデータベース Refworld や、労働組合 NALGO の活動を記録した Ironside and Seifert (2000 : 180-182) を参照されたい。
- 20) NALGO の組合員数は、当時の英国の労働組合で有数の規模で、1981年の時点で739,000人であった (Ironside and Seifert 2000 : 162)。
- 21) Asian Resource Centre は、当時より、西ミッドランズ地域 (West Midlands) で有数の非白人系の移民支援組織であった。
- 22) すぐあとにつづいた Baba Bakhtaura 氏の退去強制令をめぐる裁判においても、彼がアジア系コミュニティにおいて名の知られた音楽家として宗教的、文化的儀礼やイベントで活躍していたことが、「公共の善に資する」として評価された (Bhattacharyya and Gabriel 2002 : 157-158, 162-164)。
- 23) この背景には、英国で、大英帝国時代の分割統治を踏襲した多文化主義のあり方、つまり、移民をエスニック集団ごとに区別し、それぞれに英国内での

- 一定の地位を与えようとする社会統合の様式がとられてきたことも関与している (樽本 2018 : 57)。
- 24) WMADC 運動については、記録映像“West Midlands Anti-Deportation Campaign”や、Bhattacharyya and Gabriel (2002) に詳しい。本運動は1990年前半に最も活発で、2000年頃に、National Coalition of Anti-Deportation Campaign に統合された。なお、WMADC 運動は、イードリッシュ氏の運動のときのように、労働組合 UNISON (NALGO もここに統合された) の支援を受けたが、WMADC 運動の反人種主義のスタンスは、UNISON のそれとは異なっていたことが、Bhattacharyya and Gabriel (2002 : 159) に指摘されている。
- 25) 第二次世界大戦後の英国への移民として後発国であったバングラデシュ系移民への影響はとくに大きく、国境を越えた家族の分断が大きな問題となっていた (長谷 1993 : 222-223)。また、女性移民はとくに家庭内のジェンダー暴力や国家からの人種差別など多重の排除や周縁化に苦しんでいた (Patel 2002 : 133-135)。
- 26) 高谷 (2017, 2019) によれば、第二次世界大戦後の欧米では主に「人権」の観点から移民の保障の拡大が進んだのに対し、近年は、難民危機などを機に、非正規移民の受け入れをめぐる言説が、「人道」の論理へとシフトしている。これに対して、日本では在留特別許可の付与に見られるように、第二次世界大戦後より国家は一貫して (主権の範囲内で配慮される) 「人道」の論理で対応してきたという。高谷は、日本の文脈における「人道」の論理の意義を認めつつも、その論理のみによる恩恵としての受け入れでは、主流社会との力関係が強化され、移民は社会に従属的に包摂されていくことになると指摘する。なお、非正規移民の正規化のロジックを考察するうえでは、各国家の憲法観の違いを視野におさめる必要があると思われるが、その考察は筆者の力量を超えるものであり、今後の課題としたい。
- 〈参考文献〉
- 梅屋潔・波佐間逸博 (2018) 「序：東アフリカにおけるシティズンシップ研究に向けて」『文化人類学』 Vol. 83-2 : 166-179.
- ヴィヴィオルカ、ミシェル (2007 [1998]) 『レイシズムの変貌：グローバル化がまねいた社会の人種化、文化の断片化』 (森千香子 [訳]) 明石書店.
- 柄谷利恵子 (2003) 「英国の移民政策と庇護政策の交錯」駒井洋監修・小井戸彰宏 (編) 『移民政策の国際比較』明石書店, pp. 179-218.
- 工藤正子 (2011) 「移民女性の働き方みるジェンダーとエスニシティ：パキスタン系英国女性のコミュニティ・ワークを中心に」竹沢尚一郎 (編) 『移民のヨーロッパ：国際比較の視点から』明石書店, pp. 172-197.
- 佐久間孝正 (1998) 『変貌する多民族国家イギリス：「多文化」と「多分化」にゆれる教育』明石書店.
- 高谷幸 (2017) 『追放と抵抗のポリティクス：戦後日本の境界と非正規移民』ナカニシヤ出版.
- (2018) 「現代日本におけるジェンダー構造と国際結婚女性のシティズンシップ」安里和晃 (編) 『国際移動と親密圏：ケア・結婚・セックス』京都大学学術出版会, pp. 49-78.
- (2019) 「『剥き出しの生』への縮減に抗して」『現代思想』47巻5号, pp. 59-67.
- 樽本英樹 (2018) 「多文化主義は死んだのか：英国における排外主義の展開」樽本英樹 (編) 『排外主義の国際比較：先進諸国における外国人移民の実態』ミネルヴァ書房, pp. 53-84.
- 中谷哲弥 (2013) 「英国のムスリム移民をめぐる諸問題に関する考察：主としてバングラデシュ移民を取り上げて」『平成22-24年度・科学研究費補助金・基盤研究(B)・研究成果報告書：南西アジア地域における宗教紛争と平和構築に関する比較研究』(発行・外川昌彦 (広島大学・大学院国際協力研究科), pp. 73-110.
- 長谷安朗 (1993) 「イギリスのバングラデシュ系移民」長谷安朗・三宅博之 (編) 『バングラデシュの海外出稼ぎ労働者』明石書店, pp. 201-259.
- バナイー、パニコス 2016 [2010] 『近現代イギリス移民の歴史：寛容と排除に揺れた200年の歩み』(浜井祐三子・溝上宏美 [訳]) 人文書院.
- 浜井祐三子 (2004) 『イギリスにおけるマイノリティの表象：「人種」・多文化主義とメディア』三元社.
- (2007) 「多民族・多文化国家イギリス」木畑洋一 (編) 『現代世界とイギリス帝国』ミネルヴァ書房, pp. 63-93.
- (2018) 「排外主義とメディア：イギリスのEU 残留・離脱国民投票から考える」宮島喬ほか編 『ヨーロッパ・デモクラシー：危機と転換』岩波書店, pp. 173-195.
- 森千香子 (2018) 「政治的行為としての『暴動』：パリ郊外移民集住地域の政治変容」宮島喬ほか (編) 『ヨーロッパ・デモクラシー：危機と転換』岩波書店, pp. 197-222.
- 山本須美子・木村葉子 (2012) 「イギリスにおける移民・マイノリティとシティズンシップ (イントロダ

クシオン) 石川真作ほか (編) 『周縁から照射する EU 社会: 移民・マイノリティとシティズンシップの人類学』世界思想社, pp. 178-192.

若松邦弘 (2017) 「イギリスにおける『アジア系』市民の政治参加」関根康正・鈴木慎介 (編) 『南アジア系社会の周辺化された人々: 下からの創発的生活実践』明石書店, pp. 19-38.

〈英語文献〉

- Bailkin, Jordanna (2008). Leaving Home: The Politics of Deportation in Postwar Britain, *Journal of British Studies* 47 (October 2008): 852-882.
- Barker, Martin (1981). *The New Racism: Conservatives and the Ideology of the Tribe*, Frederick, Maryland: Aletheia Books, University Publications of America.
- Bhattacharyya, Gargi and John Gabriel (2002). Anti-deportation Campaigning in the West Midlands, Anthias Floya and Cathie Lloyd eds., *Rethinking Anti-racism: From Theory to Practice*, London and New York: Routledge, pp. 149-165.
- Coutin, Susan Bibler (2016). *Exiled Home: Salvadoran Transnational Youth in the Aftermath of Violence*, Durham and London: Duke U.P.
- Evans, J.M. (1972). Statutes: Immigration Act 1971., *The Modern Law Review*. Vol.35., pp. 508-524.
- Hansen, Randall (2000). *Citizenship and Immigration in Post-war Britain*, Oxford and New York: Oxford U.P.
- Heng Leng, Chee et al. (2012). Circuitous Pathways: Marriage as a Route toward (II) legality for Indonesian Migrant Workers in Malaysia, *Asian and Pacific Migration Journal*, Vol.21, No.3, pp. 317-345.
- Ironside, Miki and Roger Seifert (2000). *Facing up to Thatcherism: The History of NALGO 1979-1993*, Oxford and New York: Oxford U.P.
- Isin, Engin (2008). Theorizing Acts of Citizenship, Engin F. Isin and Greg M. Nielsen eds., *Acts of Citizenship*, London: Zed Books, pp. 15-43.
- Isin, Engin F. and Peter Nyers (2014). Introduction: Globalizing Citizenship Studies, Engin F. Isin and Peter Nyers eds., *Routledge Handbook of Global Citizenship Studies*, London and New York: Routledge, pp. 1-11.
- Ito, Ruri (2016). Negotiating Partial Citizenship under Neoliberalism: Regularization Struggles among Filipino Domestic Workers in France (2008-2012), *International Journal of Japanese Sociology*, No.25, pp. 69-84.
- Karatani, Reiko (2003). *Defining British Citizenship: Empire, Commonwealth and Modern Britain*, London: Frank Cass.
- Layton-Henry, Zig (1992). *The Politics of Immigration: Immigration, 'Race' and 'Race' Relations in Post-war Britain*, Oxford: Blackwell.
- Patel, Pragna (2002). Back to the future: Avoiding déjà vu in resisting racism, Anthias Floya and Cathie Lloyd eds., *Rethinking Anti-racism: From Theory to Practice*, London and New York: Routledge, pp. 128-148.
- Richmond, Anthony H. (1973). *Migration and Race in an English City: A Study in Bristol*, London: Oxford U.P.
- Sachdeva, Sanjiv (1993). *The Primary Purpose Rule in British Immigration Law* (GEMS No.1), Stoke-on-Trent: Trentham Books.
- Solomos, John and Les Back (1995). *Race, Politics and Social Change*, London and New York: Routledge.
- Spencer, Ian R.G. (1997). *British Immigration Policy Since 1939: The Making of Multi-Racial Britain*, London and New York: Routledge.
- Thandi, Shinder S. (2007). Migrating to the 'Mother Country', 1947-1980, Michael H. Fisher et al. eds., *A South-Asian History of Britain: Four Centuries of Peoples from the Indian Sub-Continent*, Oxford: Green World Publishing, pp. 159-181.
- Visram, Rozina (1995). *The History of Asian Community in Britain*, East Sussex: Wayland.

〈URL〉

- 映像 "Muhammad Idrish Must Stay"
<https://www.youtube.com/watch?v=MnztWoODkk8>
 (2019年11月14日閲覧)
- 映像 "West Midlands Anti-Deportation Campaign"
https://youtu.be/_S3BWpFasfo (2019年11月14日閲覧)
- Birmingham City Council, Population and Census, Ethnic groups
https://www.birmingham.gov.uk/downloads/download/2019/ethnic_groups (2019年11月29日閲覧)
- legislation.gov.uk
 Immigration Act 1971
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1971/77/section/3>
 (2019年11月29日閲覧)
- Refworld
https://www.refworld.org/cases,GBR_AIT,3ae6b6591c.html
 (2019年11月14日閲覧)

‘Here to Stay, Here to Fight!’ — Negotiating Citizenship through An Anti-Deportation Campaign in 1980s UK —

KUDO Masako

〈Abstract〉

This article examines the processes of negotiating citizenship through the “Muhammad Idrish Must Stay” campaign, an anti-deportation campaign that took place in the UK in the 1980s. In the 1970s, anti-immigrant sentiments increased considerably, and the UK government used immigration policies to tighten control of coloured migrants from former colonies. Drawing on a series of interviews with Mr. Idrish, this article demonstrates the complexity of his struggle for rights through anti-deportation activism. My discussion begins with a description of Mr. Idrish’s migration from Bangladesh to the UK in the 1970s and his experiences in the UK. I focus on the racism that he encountered after his arrival in Britain. The first section also provides background to such experiences by describing how the status of new commonwealth migrants was marginalized through tightening immigration laws and negative social discourses against migrants. The second section discusses how Mr. Idrish’s campaign began in the early 1980s and highlights several factors that led to the successful end of his campaign in 1985. These factors include support from the trade union NALGO, Mr. Idrish’s strong leadership in the campaign, and the complex political climate in which the Thatcher government operated. I then point out two key aspects that defined Mr. Idrish’s campaign. One is how Mr. Idrish challenged the notion of ‘illegality’ which the state tried to impose on migrants. The second is that Mr. Idrish brought to the fore the rights of migrants—instead of compassion for them—as the basis of legalizing ‘illegal’ migrants. In conclusion, I argue that Mr. Idrish’s case demonstrates that individuals are not mere recipients of rights and status endowed by the state. Rather, they actively contest the status quo and fight for their rights, through which processes they negotiate a sense of belonging and forge ties with others of various standing.

Key words : citizenship, racism, deportation order, immigration law, the UK